

平成貝塚に関する市町村の三大原則

市町村の施策が国や都道府県における規格外の施策であっても、関係法令の規定に違反しない限りにおいて、市町村の自主的な判断に基づいて実施することができる。

根拠法令：地方自治法第245条の3第1項

市町村の長は、法令に違反しない限りにおいて、市町村が実施する施策に必要な規則を定めることができる。

根拠法令：地方自治法第15条第1項

市町村が自ら実施する循環資源の管理型利用については、関係法令の規定を遵守して、環境の保全上の支障が生じないように適正に行わなければならない。

根拠法令：循環型社会形成推進基本法第6条第2項